

2022年1月26日

「経済安全保障推進法」(仮称)の次の一手 —セキュリティ・クリアランスの早急な導入を—

中曽根平和研究所
主任研究員

白石重明

今次国会への法案提出を念頭に、「経済安全保障推進法」(仮称)の検討が政府において進められている。「経済安全保障」概念の不明確さから、いかなる内容になるのかについて関心が高まっていたが、「経済安全保障法制に関する有識者会議」の議論などを通じて、法案の骨格が明らかになりつつある。本稿では、その概要を踏まえて、求められる「次の一手」について考察する。

＜「経済安全保障推進法」(仮称)の骨格＞

これまでのところ、「経済安全保障」の定義は必ずしも明確にされていないが、経済安全保障上の主要課題を、①「これまで着手した取組で、今後も継続・強化していく分野」、②「今後取組みを強化する上で、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野」、③「今後の情勢の変化を見据え、さらなる課題について不断に検討」、の3つの分野に整理した上で、②に該当するものとして「重要物資等のサプライチェーン強靱化」、「基幹インフラの安全性・信頼性確保」、「官民技術協力」、「特許非公開」の4分野について新たな立法措置が検討されている。

筆者は、「経済安全保障」の本質的課題は、「経済の論理」(市場原理を軸とする経済効率性を求める論理)と「政治の論理」(安全保障という経済効率とは異なる次元の政治的価値を求める論理)のバランスを図ることであると理解している。あえて「経済安全保障」を定義するならば「国益最大化の観点から『経済の論理』と『政治の論理』のバランスを図ること」となる。

そうした立場からすれば、実は多くの政策課題が「経済安全保障」の射程に入ることになるが、今回の法制に関する検討も、従来からそれぞれ固有の政策領域として取組み・検討がなされてきた事項があらためて「経済安全保障」の枠組みで議論されているものであることがわかる。このように、あらためて「経済安全保障」のコンテキストで議論することには、二つの意義がある。

第一に、従来の政策を昨今の情勢変化(中国の台頭と異質な振る舞いなど)を踏まえて見直し、再構築する契機としての意味がある。

第二に、政府における分掌体制の見直しの契機としての意味がある。複数の府省庁にまたがって分掌されることで生じる齟齬や非効率を防ぎ、政策全体の整合性と効率性の改善につながることを期待される。

このように見てくると、「経済安全保障推進法」(仮称)の検討において、「法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野」として、「重要物資等のサプライチェーン強靱化」、「基幹イ

ンフラの安全性・信頼性確保」、「官民技術協力」、「特許非公開」の4分野について「まず」取り組むというアプローチは、実際的なものとして評価できる。

<求められる「次の一手」>

問題は、「まず」4分野で法制上の手当てを講じるのはよいとしても、それ以外に極めて重要で早急な立法措置が必要なものがあるということだ。

すなわち、セキュリティ・クリアランス制度の創設である。セキュリティ・クリアランスとは、国家の機密情報にアクセスを許される信用資格に関する制度である。経済安全保障政策を十全に展開していく上で、機密情報を同盟国と共有し、また、経済活動の主体である民間企業とも共有することが求められることが想定される状況において、セキュリティ・クリアランスの導入は喫緊の課題だ。

国家公務員については、2007年8月に策定した「カウンターインテリジェンス（防諜）機能の強化に関する基本方針」に基づいて、2009年4月から、外交や安全保障に関する重要秘密を扱う国家公務員の適格性を調べる「秘密取扱者適格性確認制度」が運用されてきた。さらに、2014年12月には「特定秘密保護法」が施行され、秘密情報を取り扱う国家公務員の人的管理制度としてのセキュリティ・クリアランスが整った。

他方、民間人については、「特定秘密保護法」においては「行政機関と契約し、特定秘密の提供を受けたとき」という限定的な場合だけが適正評価（クリアランス）の対象になることとされており、日本では民間企業に対するセキュリティ・クリアランスが存在しないという理解が（海外を含めて）一般的である。

この状態は、経済安全保障政策を米国等と連携して推進していく上で、重大な阻害要因となりかねない。今次の「経済安全保障推進法」（仮称）にセキュリティ・クリアランスが盛り込まれた理由は想像するしかないが、「次の一手」として早急な検討を期待したい。